

総務財政委員会 令和3年4月15日
区民部 資料 1番
所管 課税課

## 確定申告期限等の延長への対応について

### 1 申告期限等について

申告所得税及び復興特別所得税等の申告期限・納付期限は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、令和3年4月15日まで1か月延長されました。

これに伴い、特別区民税・都民税申告書の提出期限も令和3年4月15日まで1か月延長しました。また、その後に提出される申告書についても、柔軟に受付を行います。

### 2 特別区民税・都民税の当初課税について

確定申告期限等の延長に伴い、特別区民税・都民税の令和3年度の当初課税（年度最初の課税）について、特別徴収、普通徴収ともに確定申告書等の情報を可能な限り課税計算に取り込みできるように、従来の日程を変更して対応します。

#### (1) 特別徴収（給与から天引き）の対応

当初課税計算分の特別徴収税額通知書の特別徴収義務者への送付日は、5月18日（火）の予定です。

当初課税計算に取り込みできなかった確定申告書等の情報は、その後の毎月の課税計算に反映させていきます。

#### (2) 普通徴収（自分で納付）の対応

当初課税計算分の普通徴収納税通知書の発付日は、6月10日（木）の予定です。

当初課税計算に取り込みできなかった確定申告書等の情報は、その後の各期の課税計算に反映させていきます。